

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

議 会 事 務 局

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年ー 5 (25. 2. 5)	議 会	地方自治法100条14項から16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正について 市民オンブズ鳥取	【条例改正の状況】 平成24年9月の地方自治法改正に伴い、鳥取県政務調査費交付条例の改正が必要となった。 ＜内容＞・名称を「政務活動費」に改める。 ・使途基準を条例で定める。 ・使途の透明性の確保に努める。 法施行日（3月1日）までに条例改正が必要なことから、本県においては平成24年11月定例会において条例改正を行ったところ。 1「厳格な使途基準を定めること」について 条例に定める使途については、従来、規則で定めていたものと変更はない。 2「透明性を確保する方策を条例に明記すること」について 透明性を確保する方策については、従来「収支報告書」のみを閲覧対象としていたものを「証拠書類の写し」も閲覧対象に含めるよう条例改正を行った。 3「公開の場で条例案を完成させること、パブリックコメントを行うこと」について 条例は平成24年11月定例会で改正した。ガイドラインの見直しについては、今後、公開の協議の場である「議会改革推進会議」において検討を行う。